

半田市子どもサポート会議設置要綱

(設置)

第1条 半田市における不登校、いじめ問題等、学校生活における諸問題の防止及び指導に努め、豊かな心を持ち、強くたくましく生き抜くことのできる児童・生徒を育成することを目的として、半田市子どもサポート会議（以下「サポート会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 サポート会議は、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 学校生活の実態把握及び分析
- (2) 指導体制の整備及び指導者の養成
- (3) 学校生活における問題解決のための学校環境の整備
- (4) 家庭との連携強化のための支援体制の強化
- (5) 問題行動に関する情報収集及びその解決
- (6) 適応指導教室の運営に関する指導及び助言
- (7) 学校支援体制の充実のための講演会及び研修会の開催
- (8) 特別支援の視点から指導及び助言
- (9) その他学校支援のために必要な事項

(組織)

第3条 サポート会議は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉相談センター関係者
- (3) 市教育委員会関係者
- (4) 小中学校関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(役員)

第4条 サポート会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 4 会長は、サポート会議を代表し、議長となり、会を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 サポート会議は、会長が召集する。

(運営委員会)

第5条 サポート会議に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、会長が選任し、サポート会議の委員の他、委員以外の者から選任することができる。
- 3 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 運営委員会は、サポート会議の方針に基づき、事業の計画及び運営について協議する。

(関係機関との連携)

第6条 サポート会議は、次に掲げる関係機関と連携する。

- (1) 生徒指導部会
- (2) 不登校対策部会
- (3) 適応指導教室
- (4) 特別支援教育部会
- (5) 特別活動研究部会

(任期)

第7条 サポート会議及び運営委員会の委員の任期は、1年とする。

(庶務)

第8条 サポート会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はサポート会議に諮って会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。